

第81期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

平成29年6月29日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催
場所

リーガロイヤルホテル東京
3階「ロイヤルホール」



VIA HOLDINGS INC.

議案

- ▶ 第1号議案 剰余金の処分の件
- ▶ 第2号議案 定款一部変更の件（A種優先株式に関する定めの削除並びに株主総会及び取締役会の招集権者・議長の変更）
- ▶ 第3号議案 取締役2名選任の件
- ▶ 第4号議案 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

目次

■ 第81期定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	4
（添付書類）	
■ 事業報告	12
■ 連結計算書類・計算書類	27
■ 監査報告書	33
（ご参考）	
■ ヴィア・グループのご紹介	36
■ 株主総会会場ご案内図	裏表紙

株式会社 **ヴィア・ホールディングス**

証券コード：7918

株主の皆様へ



株主の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日ごろより格別のご厚情を賜り心より厚く御礼申し上げます。

平成29年3月31日をもちまして当社の第81期の決算を行いましたので、ここに報告書をお届けさせていただきます。何とぞ、ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

当社グループはこの度、今後の大きな飛躍に向けた3ヶ年の中期経営計画「Change Management 2020」を策定し、「既存業態のブラッシュアップと新規出店の加速化」「フランチャイズ業態の積極開発と加盟店展開」「M&Aによる経営資源の強化とドミナント形成の推進」を戦略方針に掲げ、それぞれの施策を進めております。

当期においては、付加価値の高い商品の開発を進める一方で、客数を伸ばし続けることを施策の中心に据え、お客様から支持を得ている業態の出店やりリニューアルを実施いたしました。

また、昨年12月には、当社株式を東京証券取引所市場第一部に市場変更いたしました。

これもひとえに、株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先様、地域の方々など、多くの関係者の皆様からの温かいご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

今後も多くのステークホルダーに共感していただけるような経営を行うことで、事業の拡大と企業価値の向上を図り、広く社会に貢献できる企業となるよう努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

取締役会長

代表取締役社長

横川 紀夫 大場 典彦

招集ご通知

平成29年6月9日

証券コード：7918

株主各位

東京都文京区関口一丁目43番5号
株式会社 **ヴィア・ホールディングス**
代表取締役社長 **大場典彦**

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
リーガロイヤルホテル東京 3階「ロイヤルホール」

3. 会議の目的事項

報告事項

- 第81期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第81期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件（A種優先株式に関する定め削除並びに株主総会及び取締役会の招集権者・議長の変更）
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

議決権行使方法についてのご案内



▶ 株主総会にご出席いただく場合

株主総会開催日時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です）
また、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面に加え、委任された株主の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。なお、代理人の資格は当社の議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。



▶ 書面にて行使いただく場合

行使期限 平成29年6月28日（水曜日）午後6時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- 議決権の行使につき、賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

 当社ウェブサイト <http://www.via-hd.co.jp/>

ヴィア・ホールディングス

検索

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

期末配当に関する事項

第81期の期末配当につきましては、利益の状況、自己資本の状況及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、当期は平成28年12月9日の東京証券取引所市場第一部への市場変更に関して株主の皆様への感謝の意を表し、記念配当を実施したいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき7.5円（普通配当 5.0円、記念配当 2.5円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、**218,742,000円**となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案

定款一部変更の件（A種優先株式に関する定め~~の削除並びに株主総会及び取締役会の招集権者・議長の変更~~）

1. 提案の理由

当社は、平成28年9月30日付けでA種優先株式の発行済全株式を消却したため、A種優先株式に関して規定した条文を削除するものであります。

また、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長について、取締役社長が行うこととすることで、企業組織における取締役会長と取締役社長それぞれの職務分掌を明確にするものであります。

なお、条文の削除に伴い、必要な条数の繰り上げを行っております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は80,000,000株とする。</p> <p><u>② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u> 普通株式80,000,000株 A種優先株式2,400株</p>	<p>（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は80,000,000株とする。</p>
<p>（単元株式数） 第8条 当社の普通株式の1単元の株式の数は100株とし、A種優先株式の1単元の株式の数は1株とする。</p>	<p>（単元株式数） 第8条 当社の1単元の株式の数は100株とする。</p>
<p>第2章の2 A種優先株式</p> <p>（議決権） 第11条の2 A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>（譲渡制限） 第11条の3 譲渡によるA種優先株式の取得については、当会社取締役会の承認を要する。</p> <p>（優先配当金） 第11条の4 当社は、事業年度の末日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載されたA種優先株主又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき50,000円（ただし、平成24年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは25,000円とする。以下「A種優先配当金」という。）を支払う。</p> <p>（累積条項） ② ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「A種優先累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。</p>	<p>（削 除）</p>

現行定款	変更案
<p>(非参加条項)</p> <p>③ A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に掲げる剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に掲げる剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第11条の5 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、1,000,000円及びA種優先累積未払配当金相当額の合計額を支払う。</p> <p>(非参加条項)</p> <p>② A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(償還請求権)</p> <p>第11条の6 A種優先株主は、平成26年9月30日以降、毎年10月1日(ただし、10月1日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「償還請求日」という。)に、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額(以下「任意償還価額」という。)の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、下記(1)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、各A種優先株主が償還請求をしたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。</p> <p>(1) 取得株式数の上限 A種優先株主は、各償還請求日において、A種優先株式800株を上限として、償還請求をすることができる。ただし、ある償還請求日において当社が取得したA種優先株式の数が、かかる上限の数に達しないときは、その不足分は次回以降の償還請求日に累積する。</p> <p>(2) 任意償還価額 任意償還価額は、A種優先株式1株につき、1,000,000円及びA種優先累積未払配当金相当額の合計額とする。</p> <p>(償還条項)</p> <p>第11条の7 当社は、平成26年9月30日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき1,000,000円及びA種優先未払累積配当金相当額の合計額の金銭をA種優先株主に交付するものとする。なお、複数のA種優先株主からA種優先株式の一部を取得する場合は、按分比例の方法により決定する。</p> <p>(株式の分割又は併合等)</p> <p>第11条の8 当社は、A種優先株式について、株式の分割又は株式の併合は行わない。</p> <p>② 当社は、A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</p>	<p>(削 除)</p>

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き取締役会の決議によって取締役会長又は取締役社長が招集し議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第18条 第11条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>② 第13条第1項、第14条及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>③ 第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第19条～第21条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第18条～第20条</p> <p>(条文の内容は現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議長)</p> <p>第22条 取締役会の議長は取締役会の決議によって取締役会長又は取締役社長がこれに当たる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の議長)</p> <p>第21条 取締役会の議長は取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第23条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第22条</p> <p>(条文の内容は現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長又は取締役社長が招集する。ただし、取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい他の取締役が招集する。</p> <p>② 前項の招集は、各取締役及び各監査役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい他の取締役が招集する。</p> <p>② 前項の招集は、各取締役及び各監査役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>第25条～第45条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第24条～第44条</p> <p>(条文の内容は現行どおり)</p>

第3号議案 取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役2名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 ながしま まなぶ 長島 学 (昭和36年5月10日生 56歳) 新任



■ 当社における地位、担当：常務執行役員 MD企画統括

■ 所有する当社株式の数：普通株式2,544株

■ 略歴

昭和56年4月 株式会社すかいらく入社
 平成10年4月 同社ガスト業態 商品企画担当
 平成18年2月 当社入社
 平成20年4月 株式会社一源 取締役商品本部長
 平成22年6月 株式会社フードリーム 取締役商品本部長
 平成26年2月 当社執行役員 MD政策担当
 平成26年3月 株式会社フードリーム 代表取締役社長
 平成27年4月 当社常務執行役員 MD企画統括 (現在)

■ 取締役候補者とした理由

長島学氏は、フードサービス業界のMD（マーチャндаイジング）業務に精通しており、子会社の商品本部長を歴任するほか、グループ全体の物流構築や購買管理を推進するなど、当社グループの成長・発展に貢献してまいりました。今後の当社の更なる企業価値向上を目指すにあたり、同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、取締役候補者としていたしました。

2 くすもと けんいちろう 楠元 健一郎 (昭和39年11月20日生 52歳) 新任



■ 当社における地位、担当：常務執行役員 社長室長

■ 所有する当社株式の数：普通株式0株

■ 略歴

昭和63年4月 大和銀行（現りそな銀行）入社
 平成10年4月 同社神田駅前支店 融資課長
 平成14年7月 同社新宿新都心支店 次長
 平成15年7月 同社東京融資第三部 審査役
 平成21年2月 同社審査部 企業金融室 グループリーダー
 平成24年10月 当社へ業務出向 執行役員 財務政策担当部長 兼 社長室長
 平成26年4月 りそな銀行 東京営業第六部長 兼
 コーポレートビジネス部 企業ファイナンス室長
 平成29年4月 当社入社 常務執行役員 社長室長 (現在)

■ 取締役候補者とした理由

楠元健一郎氏は、りそな銀行に長く在籍し、当社での金融実務及び企業再生の豊富な経験と知識を有しています。加えて、当社への業務出向時には、当社の資本政策の立案と推進に深く携わり、当社グループの成長・発展に貢献してまいりました。今後の当社の更なる企業価値向上を目指すにあたり、同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、取締役候補者としていたしました。

(注)

- 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 所有する当社株式の数には当社役員持株会の個人の株式持分を含んでおります。

第4号議案

株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を 発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社子会社の使用人に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由及び新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の使用人に対して、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

このストックオプションは、当社及び当社子会社の使用人が、株式を保有することにより、当社の株価上昇及び当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的とするものであります。

2. 本総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式10,000株を上限とする。

なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で目的となる株式数を調整する。

- (2) 新株予約権の総数

100個を上限とする。

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

- (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当りの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合、上記行使価額は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人又は顧問であることを必要とする。ただし、正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。

(7) 新株予約権の譲渡による取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会で承認された場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったことにより、新株予約権を行使できなかった場合、又は新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権については無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (10) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(1)に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(4)で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(9)に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
(8)に準じて決定する。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
(6)に準じて決定する。

以上

1 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

① 事業全体の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢が緩やかに改善する一方で、英国のEU離脱問題をはじめとする欧州の経済不安や米国新政権への政策不安、新興国等における景気減速など海外情勢の不確実性の増大から、景気の先行きはより不透明な状況が続いております。

外食業界においては、業績動向は業態毎にまだらであり、ファストフード業態が好調であった一方で居酒屋業態は苦戦が続くなど、他業種の代替やニーズの変化などにより、依然として業界全体が熾烈な競争状態にあります。また、食の安全確保に向けたコストの増加や景気回復に伴う人員確保の難化など、厳しい経営環境が継続しております。

こうしたなか、当社グループにおいては、今後の大きな飛躍に向けた5カ年の中期経営計画『Dynamic Challenge 500 ～新たな成長で、新たなステージへ～』に基づき、「既存業態のブラッシュアップと新規出店の加速化」「フランチャイズ店舗の積極展開」「M&Aによる経営資源の強化とドミナント形成の推進」を重点政策に掲げ、それぞれの施策を進めてまいりました。

また、これらの戦略を支える人材確保や財務基盤の強化等のため、平成28年12月には当社株式を東京証券取引所市場第一部に市場変更いたしました。

営業面では、全体として既存店の客数は減少しましたが、付加価値の高い商品は一定の支持を受けており、今後も各業態において既存店の客数拡大に重きをおき、Q S C A（フードサービスの概念的価値を表す。Quality：クオリティ、Service：サービス、Cleanliness：クレンリネス、Atmosphere：アトモスフィアの頭文字）の継続的な向上施策を実施してまいります。

店舗数については、新規出店が5店舗（うちFC2店舗）、閉店が17店舗（うちFC4店舗）となり、当期末の店舗数は、553店舗（うちFC75店舗）となりました。

売上高については、リオ・オリンピック開催期間中の客数の減少やその後の天候不順、消費支出の落込みの影響等により、既存店売上高が前年同期比97.1%（客単価99.9%、客数97.3%）となりました。

売上原価については、食材単価の安定的な推移により、売上原価率が前年同期に比べて0.3ポイント減少しました。販売管理費については、水道光熱費等のコスト削減を実施したものの、時給単価の上昇による人件費の増加、建設資材の高騰による設備費の増加、東証一部への市場変更費用、株主数の増加による株主優待費用の増加等の影響により、販管費率が前年同期に比べて0.5ポイントの増加となりました。一方、マイナス金利の影響等により支払利息等の営業外費用は大幅に減少しました。

このほか、子会社において店舗の減損損失やリニューアルに伴う固定資産除却損が発生したこと等により、489百万円の特別損失を計上することとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は29,586百万円（前年同期比2.5%減）、営業利益は747百万円（同8.2%減）、経常利益は666百万円（同21.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は246百万円（同9.6%減）となりました。

② 子会社別の事業の状況

子会社別の事業の状況は以下のとおりであります。平成28年9月に子会社間での会社分割及び商号変更を実施し、(株)扇屋コーポレーションは(株)扇屋東日本、(株)扇屋西日本、(株)フードリームの3社に分かれております。なお、会社ごとの売上高は、連結子会社間取引相殺消去前の売上高であるため、連結損益計算書の売上高とは一致しておりません。

(a) (株)扇屋東日本、(株)扇屋西日本

焼き鳥居酒屋「備長扇屋」「やきとりの扇屋」では、銘柄鶏の品揃えの拡充やつくねのバリューアップなど串物の商品力強化を中心とした、コア商品の磨き込みを進めました。また、店舗オペレーションの強化とスキルアップによるお客様満足度の向上を目指した「焼き師制度」の刷新や「真心師（まごころし）制度」を推進してまいりました。(株)扇屋東日本と(株)扇屋西日本を合算した当連結会計年度の売上高は16,689百万円、店舗数は新規出店が3店舗（うちF C 2店舗）、閉店が8店舗（うちF C 1店舗）となり、期末店舗数は338店舗（うちF C 71店舗）であります。

(b) (株)フードリーム

ショッピングセンターや商業施設内を中心に様々なブランドによるインショップ型レストラン等を展開する(株)フードリームでは、パステルの事業譲受の後、派生ブランドのパステル・イタリアーナやイタリアンバル・パステルを開発し、既存店をこれらの業態に転換してまいりました。また、ステーキハウスへの業態転換も実施し、収益向上に貢献しております。

当連結会計年度の売上高は4,974百万円、店舗数は新規出店が2店舗、閉店が4店舗となり、期末店舗数は128店舗となりました。

(c) (株)一丁

北海道や首都圏のターミナル駅を中心に展開する刺身居酒屋「魚や一丁」では、「北海道とうまい魚」をテーマとし、原点である刺身の鮮度や品質、ボリュームにこだわり、生け簀の導入による活魚販売等を積極的に展開してまいりました。また、素材の良さを活かした商品を提供をするために、継続的に調理技術の研修を実施しております。

当連結会計年度の売上高は3,556百万円（前年同期比2.3%減）、期末店舗数は21店舗（うちF C 1店舗）となりました。

(d) ㈱一源

埼玉を中心に展開する総合型居酒屋「いちげん」では、和・洋・中それぞれの分野において専門性の高い品揃えで、ファミリー層をターゲットとして業態開発を進めております。また、お客様の居心地の改善に向けたリニューアルを進めたことも効果が出ており、付加価値向上により収益率は向上しております。

当連結会計年度の売上高は2,526百万円（前年同期比7.6%減）、期末店舗数は24店舗となりました。

(e) ㈱紅とん

都心のターミナル駅を中心に展開する炭火串焼き専門店「日本橋紅とん」では、「働くお父さんのエネルギー源」をコンセプトとして、専門的ならではの商品開発や串焼き技術を向上させ、コンセプトの浸透を図ってまいりました。期末店舗数は29店舗（うちFC3店舗）であります。

大阪下町の味お好み焼き「ぼちぼち」では、ターゲットのニーズに見合ったメニューに変更し、調理技術の向上を図るなど、コンセプトの表現に努めてまいりました。期末店舗数は13店舗であります。

これらの結果、㈱紅とんの当連結会計年度の売上高は2,132百万円（前年同期比3.2%減）、店舗数は閉店が5店舗（うちFC3店舗）となり、期末店舗数は42店舗（うちFC3店舗）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,324百万円であります。これらの資金は自己資金、借入金及び増資資金でまかなっており、その主な内容は外食サービス事業における店舗リニューアルや新規出店に伴うものであります。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度においては、新規の資金調達は行っておりません。

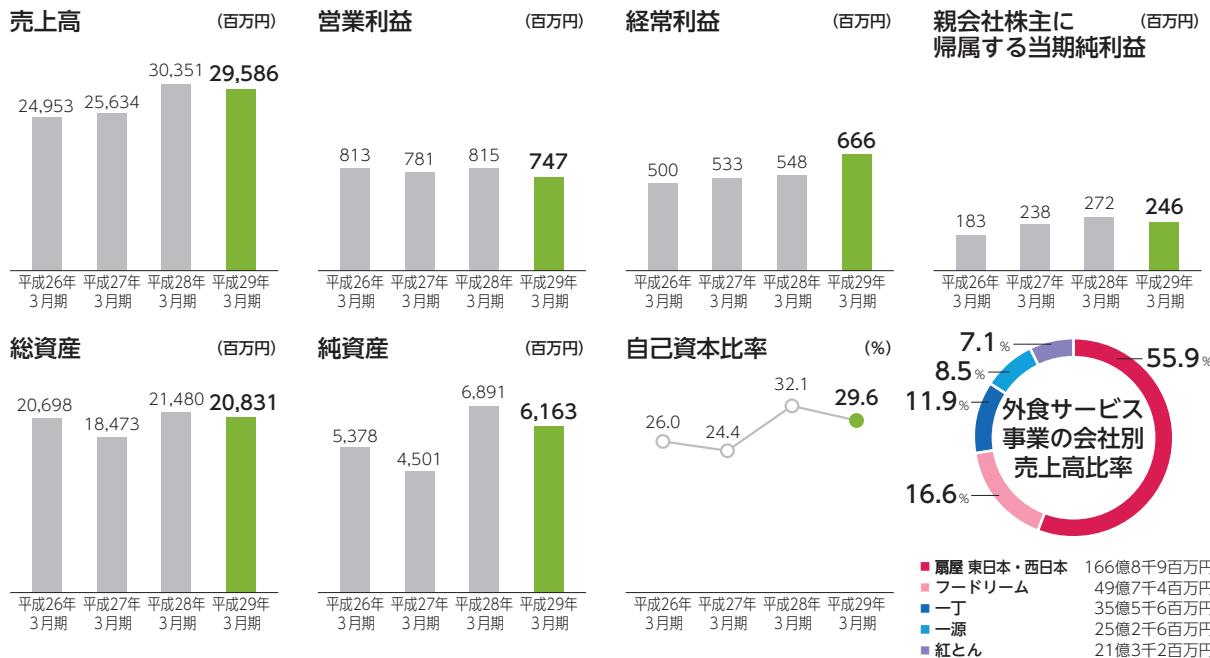
なお、当連結会計年度において、シンジケーション方式による総額1,000百万円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

2. 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第78期 平成26年 3月期	第79期 平成27年 3月期	第80期 平成28年 3月期	第81期 当連結会計年度 平成29年 3月期
売上高	(百万円)	24,953	25,634	30,351	29,586
経常利益	(百万円)	500	533	548	666
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	183	238	272	246
1株当たり当期純利益	(円)	7.55	9.80	10.39	8.45
総資産	(百万円)	20,698	18,473	21,480	20,831
純資産	(百万円)	5,378	4,501	6,891	6,163
1株当たり純資産額	(円)	76.39	71.35	207.50	211.34

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末純資産から優先株式の発行残高及び優先配当予定金額を差し引いた金額を期末発行済株式数（自己株式数を除く）で除して算出しております。
 3. 第80期より資産除去債務の会計方針の変更をしたため、第79期の数値は遡及処理後の数値を記載しております。



3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社扇屋東日本	100百万円	100%	外食サービス事業
株式会社扇屋西日本	100百万円	100%	外食サービス事業
株式会社フードリーム	100百万円	100%	外食サービス事業
株式会社一丁	100百万円	99.9%	外食サービス事業
株式会社一源	53百万円	100%	外食サービス事業
株式会社紅とん	50百万円	100%	外食サービス事業

(注) 1. 平成28年9月に子会社間での会社分割及び商号変更を実施し、(株)扇屋コーポレーションは(株)扇屋東日本、(株)扇屋西日本、(株)フードリームの3社に分かれております。

2. 平成28年4月に(株)一源の株式を追加取得し、当社の100%子会社としました。

4. 対処すべき課題

(1) 人財の確保・育成

グループの発展・拡大に欠かせない人財の確保・育成については、重要な経営課題と位置づけ、エイジフリー制度の導入による生涯雇用への対応、確定拠出型年金制度の導入など「従業員の生きがいと生活の安定」を目指した施策を実施してまいりました。平成27年7月からは、新しい人事教育制度を導入することで、教育・評価・処遇の仕組みを大幅に見直し、従業員が仕事を通じて自己実現に挑戦できる環境を整えるとともに、ワークライフバランスを推進するなど、従業員満足度の向上に努めております。

(2) 食の安全・安心の確保

今後ますます重要となる食の安全・安心の確保のため、社内に設置された食品衛生委員会を中心に、グループ横断で社内ルールの徹底、情報の共有を図っております。また、外部の調査機関に継続的に検査を委託し、購入食材の安全性と店舗の衛生管理状況の確認・改善を行っております。

(3) 既存店の売上向上

厳しい経済環境のなかにあっても安定的な成長を実現するために、オペレーションの磨きこみやマーケットに則した商品開発を進め、魅力あるコンセプトと商品の提案を行ってまいります。また、外食産業の原点であるQSCAを更に強化することで、より多くのお客様に再来店していただける店舗づくりを行い、業態ブランドの構築を図ってまいります。さらに、効果的なリニューアルを実施することで、既存店の売上を押し上げてまいります。

(4) 財務基盤の強化

当社は、財務基盤の強化と成長資金の確保を目的として、借入金の長期化やコミットメントラインの設定、公募増資による資金調達等を実施し、最適資本構成の見地から借入金も段階的に圧縮を図ってまいりました。今後につきましても、成長戦略に要する資金を調達しつつ、更なる財務基盤の強化に向けた施策を行ってまいります。

(5) CSRへの取り組み

健康問題と環境問題そして食糧問題に対する取り組み「ヒューマン・アース・プロジェクト」に加え、10年間にわたる東日本大震災の復興支援の取り組み「私たちにできることプロジェクト」を進めるなど、持続可能な社会の実現に向けた活動を推進しております。その他にも、CO₂排出削減や飲酒運転の根絶、雇用の創出など、社会の要請に応える活動を積極的に取り組んでまいります。

5. 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

外食サービス事業：焼き鳥居酒屋「備長扇屋」「やきとりの扇屋」、パスタ&デザート「パステル」、「イタリアンバル・パステル」、洋食レストラン「オープン亭」、「ステーキハウス松木」、中華レストラン「双囍亭」、刺身居酒屋「魚や一丁」、食彩厨房「いちげん」、炭火串焼き専門店「日本橋 紅とん」、大阪風お好み焼き居酒屋「ぼちぼち」その他の飲食店経営

6. 主要な営業所 (平成29年3月31日現在)

本 社 東京都文京区

7. 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
642 (2,607) 名	24 (△65) 名

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外部からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、準社員）は1日8時間換算による当連結会計年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37 (7) 名	7 (0) 名	44.9歳	8.5年

(注) 使用人数は就業人員（当社から外部への出向者は除き、外部からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、準社員）は1日8時間換算による当事業年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。

8. 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	3,344百万円
株式会社みずほ銀行	2,102百万円
株式会社横浜銀行	1,557百万円

(注) 借入金残高が1,000百万円以上の金融機関を記載しております。

2 会社の現況

1. 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- | | | |
|-----------------|--------|----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 29,168,100株 (自己株式2,500株含む) |
| | A種優先株式 | 一株 |
| (3) 株主数 | 普通株式 | 31,432名 |
| | A種優先株式 | 一名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | | |

株主名	持株数	持株比率
野村信託銀行株式会社 (River-Side-Brothers信託口)	3,555千株	12.19%
アサヒビール株式会社	3,192千株	10.94%
株式会社さわむ元気塾	1,529千株	5.25%
株式会社W&E	982千株	3.37%
株式会社J・M・T	866千株	2.97%
株式会社大光	709千株	2.43%
大関株式会社	615千株	2.11%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	603千株	2.07%
株式会社ウェルカム	600千株	2.06%
カメイ株式会社	338千株	1.16%

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式 (2,500株) を控除して計算しております。
 3. A種優先株式は、平成28年9月の償還により全株償還しておりますので、持株数は全て普通株式となります。

2. 新株予約権等の状況（平成29年3月31日現在）

（1）当事業年度中に職務執行の対価として当社の使用人及び当社子会社の使用人に対して交付した新株予約権の状況

第19回新株予約権	
発行決議日	平成28年3月16日
新株予約権の数	24個 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式2,400株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり100円 (1株当たり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
交付状況	24個
当社の使用人	1個（1名）
子会社の使用人	23個（23名）

（注）第19回新株予約権の行使は全て完了しております。

（2）その他新株予約権等に関する重要な事項

第20回新株予約権	
発行決議日	平成29年3月15日
新株予約権の数	30個 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式3,000株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり100円 (1株当たり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
保有状況	30個（30名）

（注）第20回新株予約権の交付日は平成29年4月1日であります。

3. 会社役員の状況 (平成29年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役会長	横川 紀夫	
代表取締役社長	大場 典彦	
代表取締役副社長 グループ営業統括	佐伯 浩一	(株)扇屋東日本 代表取締役社長
代表取締役副社長 グループ企画統括	今井 将和	
取締役兼常務執行役員 グループ財務統括	能仁 一郎	
社外取締役	高田 弘明	暁総合法律事務所所長
社外取締役	徳田 賢二	専修大学 経済学部教授 専修大学大学院 経済学研究科長 学校法人専修大学 評議員
社外取締役	浅野 まき	(株)浅野屋代表取締役社長 ASANOYA TC Pte.Ltd 取締役
社外取締役	梅原 美樹	(株)経営共創基盤 ディレクター
常勤監査役	伊藤 誠	
常勤監査役	奈良岡博史	
社外監査役	片桐 正昭	片桐公認会計士事務所所長
社外監査役	今井 明彦	アサヒビール(株)常勤監査役

- (注) 1. 取締役 高田弘明氏、取締役 徳田賢二氏、取締役 浅野まき氏及び取締役 梅原美樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 片桐正昭氏及び監査役 今井明彦氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 徳田賢二氏、取締役 浅野まき氏及び監査役 片桐正昭氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 監査役 片桐正昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 高田弘明氏の重要な兼職先であります暁総合法律事務所との間では、平成4年3月より当社の顧問法律事務所として法律顧問契約を締結して継続的に法律的アドバイスを受けており、弁護士報酬を支払っております。
6. 監査役 今井明彦氏の重要な兼職先でありますアサヒビール株式会社は、当社の持株数第2位の株主であります。

(2) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	9名	108,479千円
監査役	5名	21,513千円
合計 (うち社外役員)	14名 (6名)	129,993千円 (15,614千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第73期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の第69期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

氏名	地位	主な活動状況
高田 弘明	社外取締役	当事業年度中に開催の取締役会（13回中13回）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
徳田 賢二	社外取締役	当事業年度中に開催の取締役会（13回中13回）に出席し、主に経済学の研究者としての専門的見地から必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
浅野 まき	社外取締役	社外取締役就任後に開催の取締役会（10回中10回）に出席し、主に経営者としての見地から必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
梅原 美樹	社外取締役	社外取締役就任後に開催の取締役会（10回中10回）に出席し、主に企業コンサルタントの見地から必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
片桐 正昭	社外監査役	当事業年度中に開催の取締役会（13回中13回）に出席し、また当事業年度中に開催の監査役会（13回中13回）に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
今井 明彦	社外監査役	当事業年度中に開催の取締役会（13回中13回）に出席し、また当事業年度中に開催の監査役会（13回中13回）に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

- ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(注) PwCあらた監査法人は、公認会計士法に定める監査法人の種類の変更により、平成28年7月1日付をもってPwCあらた有限責任監査法人へ名称変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

(注) 1. ①の支払額は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人PwCあらた有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針について、以下のとおり定めております。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループ会社の役職員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「ヴィア・グループ倫理規範」を制定する。またその徹底を図るため、当社取締役会直轄の組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置するとともに、当社の総務部門においてコンプライアンスへの取組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に当社及び当社グループ会社の役職員教育等を行う。コンプライアンス・リスク管理委員会及び総務部門は、上記活動について定期的に当社の取締役会及び監査役会に報告する。

当社に被監査部門から独立性を有する内部監査部門（以下「内部監査室」という。）を設置し、内部監査室は、当社及び当社グループ会社のコンプライアンスの状況を監査し、その監査結果を定期的に当社の取締役会及び監査役会に報告する。

法令上疑義のある行為等については、従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置、運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、当社及び当社グループ会社の取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社の取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、これらの文書又は電磁的媒体を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社の組織横断的リスク状況の監視並びに各所管業務に付随するリスク管理については、リスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会が包括的に行うものとする。また不測の事態が発生した場合には、グループ危機管理規程に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるように努める。内部監査室は、当社及び当社グループ会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に当社の取締役会及び監査役会に報告する。

(4) 当社及び子会社から成る企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行の効率化を図るため、以下の経営管理体制を採用する。

- ① 職務権限規程類の策定
- ② 取締役・執行役員を構成員とする経営会議の設置
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社グループ会社における法令遵守体制、リスク管理体制の構築を目指し、コンプライアンス・リスク管理委員会による当社及び当社グループ会社のコンプライアンス及びリスク管理に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達などが効率的に行われるシステムを含む体制を確立する。
- ② 当社取締役、執行役員及び当社グループ会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保するための法令遵守体制及びリスク管理体制を整備・運用する権限と責任を有する。
- ③ 当社は、当社グループ会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、関連会社管理規程に基づいて当社への承認申請又は報告が行われる体制を構築する。
- ④ 当社の内部監査室は、当社及び当社グループ会社の業務の状況を監査し、その結果を定期的に当社の取締役会及び監査役会に報告する。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、当該職員の人事（人事評価、人事異動、懲戒等）に関しては、監査役会の意見を尊重するものとする。

(7) 取締役、その他使用人等及び子会社の取締役、使用人が監査役会等に報告をするための体制

当社及び当社グループ会社は、当社及び当社グループ会社の取締役、監査役、使用人その他これらに類する者が、当社の監査役会又は監査役に対して、法定の事項に加え、当社又は当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況その他監査に必要ないし有用な情報を速やかに報告する体制を整備するとともに、当該報告をした者が不利な取り扱いを受けない体制を整備する。

ホットラインの運用にあたっては、内部通報規程を制定し、通報者等を保護する体制を整備する。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、各業務執行取締役、代表取締役及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制を整備する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「ヴィアグループ倫理規範」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」に基づき毅然とした態度で組織的に対応する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループ会社が金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に適切に対応するため、別途定める「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づいて、内部統制の構築、評価、改善に係る体制の整備を行うものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、グループ横断的なコンプライアンス・リスク管理委員会を毎月開催し、適宜改善活動を実施するとともに、取締役会及び監査役会に報告しております。

平成28年度に当社は東京証券取引所市場第一部へ市場変更しましたが、その過程において、グループ全体にわたる内部統制に関する事項を網羅的に見直し、グループ全体のコンプライアンス及びガバナンスの強化を図っております。特に労務管理については時間外労働の低減や休日の取得管理などを推進してまいりました。

取締役会は中期経営計画に基づく事業部門毎の予算を設定し、経営会議及び取締役会において月次業績をレビューしております。また、定期的にグループの事業部門責任者で構成される政策推進会議を開催し、週次の活動管理を実施しております。

内部監査室は当社及び当社グループ会社の店舗や本部の業務状況を監査し、適宜改善活動を支援するとともに、取締役会及び監査役会に報告しております。監査役は監査の実効性を担保するため、当社及び当社グループ会社の重要な会議に出席するとともに、経営陣及び会計監査人等と定期的な意見交換会を開催しております。

以上

■ 連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第81期 平成29年3月期
資産の部	
流動資産	4,697
現金及び預金	2,717
売掛金	671
有価証券	251
原材料及び貯蔵品	199
繰延税金資産	260
その他	596
貸倒引当金	△0
固定資産	16,130
有形固定資産	10,646
建物及び構築物	7,640
機械装置及び運搬具	888
工具、器具及び備品	494
リース資産	228
土地	1,393
建設仮勘定	1
無形固定資産	1,717
のれん	1,490
その他	226
投資その他の資産	3,766
投資有価証券	465
長期貸付金	2
敷金及び保証金	2,927
繰延税金資産	226
その他	145
貸倒引当金	△0
繰延資産	3
株式交付費	3
資産合計	20,831

科目	第81期 平成29年3月期
負債の部	
流動負債	4,446
買掛金	1,610
一年内返済予定の長期借入金	499
未払金	235
未払費用	777
未払法人税等	118
賞与引当金	148
リース債務	124
資産除去債務	33
店舗閉鎖損失引当金	13
株主優待引当金	163
その他	721
固定負債	10,220
長期借入金	8,500
リース債務	187
資産除去債務	1,090
繰延税金負債	11
その他	429
負債合計	14,667
純資産の部	
株主資本	6,279
資本金	3,697
資本剰余金	3,018
利益剰余金	△434
自己株式	△2
その他の包括利益累計額	△115
その他有価証券評価差額金	△115
非支配株主持分	0
純資産合計	6,163
負債純資産合計	20,831

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第81期 平成29年3月期	
売上高		29,586
売上原価		9,539
売上総利益		20,046
販売費及び一般管理費		19,299
営業利益		747
営業外収益		
受取利息及び配当金	4	
受取賃貸料	79	
その他	14	98
営業外費用		
支払利息	107	
借入契約に伴う費用	51	
その他	21	180
経常利益		666
特別利益		
固定資産受贈益	44	
受取補償金	135	
その他	0	180
特別損失		
減損損失	363	
固定資産除却損	94	
その他	31	489
税金等調整前当期純利益		357
法人税、住民税及び事業税	143	
法人税等調整額	△33	110
当期純利益		246
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		246

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年4月1日残高	3,696	3,857	△534	△2	7,016
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1	1			2
剰余金の配当		△40	△145		△185
優先株式の取得				△800	△800
優先株式の消却		△800		800	－
親会社株主に帰属する当期純利益			246		246
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	1	△838	100	－	△737
平成29年3月31日残高	3,697	3,018	△434	△2	6,279

	その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合 計			
平成28年4月1日残高	△125	△125	－	0	6,891
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					2
剰余金の配当					△185
優先株式の取得					△800
優先株式の消却					－
親会社株主に帰属する当期純利益					246
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	9	9	－	△0	9
連結会計年度中の変動額合計	9	9	－	△0	△727
平成29年3月31日残高	△115	△115	－	0	6,163

■ 計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第81期 平成29年3月期
資産の部	
流動資産	4,199
現金及び預金	2,366
売掛金	94
有価証券	251
前払費用	76
関係会社短期貸付金	967
繰延税金資産	146
その他	296
固定資産	12,962
有形固定資産	669
建物	65
機械及び装置	3
工具器具備品	28
リース資産	108
土地	463
無形固定資産	123
商標権	14
借地権	28
その他	80
投資その他の資産	12,169
投資有価証券	428
関係会社株式	5,734
関係会社長期貸付金	5,619
繰延税金資産	224
その他	161
繰延資産	3
株式交付費	3
資産合計	17,165

科目	第81期 平成29年3月期
負債の部	
流動負債	1,145
一年内返済予定の長期借入金	499
賞与引当金	8
株主優待引当金	401
未払金	53
未払法人税等	9
リース債務	75
その他	96
固定負債	8,631
長期借入金	8,500
リース債務	114
資産除去債務	13
その他	2
負債合計	9,777
純資産の部	
株主資本	7,511
資本金	3,697
資本剰余金	3,018
資本準備金	2,497
その他資本剰余金	521
利益剰余金	797
その他利益剰余金	797
繰越利益剰余金	797
自己株式	△2
評価・換算差額等	△124
その他有価証券評価差額金	△124
純資産合計	7,387
負債純資産合計	17,165

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第81期 平成29年3月期	
売上高		1,592
売上原価		-
売上総利益		1,592
販売費及び一般管理費		1,351
営業利益		240
営業外収益		
受取利息及び配当金	206	
その他	75	281
営業外費用		
支払利息	109	
借入契約に伴う費用	51	
その他	13	174
経常利益		347
特別損失		
固定資産除却損	2	
その他	0	2
税引前当期純利益		345
法人税、住民税及び事業税	△61	
法人税等調整額	30	△30
当期純利益		376

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
平成28年4月1日残高	3,696	2,496	1,361	3,857	567	567	△2	8,118	
事業年度中の変動額									
新株の発行	1	1		1				2	
剰余金の配当			△40	△40	△145	△145		△185	
優先株式の取得							△800	△800	
優先株式の消却			△800	△800			800	－	
当期純利益					376	376		376	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								－	
事業年度中の変動額合計	1	1	△840	△838	230	230	－	△607	
平成29年3月31日残高	3,697	2,497	521	3,018	797	797	△2	7,511	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成28年4月1日残高	△134	△134	－	7,984
事業年度中の変動額				
新株の発行				2
剰余金の配当				△185
優先株式の取得				△800
優先株式の消却				－
当期純利益				376
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	10	10	－	10
事業年度中の変動額合計	10	10	－	△597
平成29年3月31日残高	△124	△124	－	7,387

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月30日

株式会社ヴィア・ホールディングス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 仲澤 孝宏 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野 文絵 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヴィア・ホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィア・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月30日

株式会社ヴィア・ホールディングス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 仲澤 孝宏 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水野 文絵 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヴィア・ホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役2名が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月31日

株式会社ヴィア・ホールディングス 監査役会

常勤監査役	伊藤	誠	㊟
常勤監査役	奈良岡	博史	㊟
社外監査役	片桐	正昭	㊟
社外監査役	今井	明彦	㊟

以上

ヴィア・グループのご紹介

ヴィア・グループが目指すもの

「心が響きあう価値の創造」を経営理念とし、お客様の「心のニーズ」に応え、喜びと感動に満ちた新しい価値のイノベーションに果敢に取り組み、お客様、株主の皆様、お取引先様、そして従業員など、すべてのステークホルダーから信頼される企業を目指していきます。

CORPORATE IDENTITY

コーポレート アイデンティティ

ネーミング

VIAとは、「Valuable & Imaginative Addition」の頭文字からなり、英語で、「～経由」、ラテン語で「道」という意味を持ちます。

これらの意味を合わせて、VIAという社名に「大いなる想像力をもって、社会貢献性の高い付加価値を創出し、未来への道を力強く切り拓いていく」という意志を込めています。



VIA HOLDINGS INC.
株式会社 ヴィア・ホールディングス

シンボルマーク

人類の叡智の結晶「ピラミッド」をモチーフに、「総合力」「結束力」「永遠性」「科学」「芸術」「大志」を表現しています。

シンボルカラー：

それぞれが以下を象徴しています。

V → 「宇宙＝秩序、創造」
「ブラック」

I → 「心＝情熱、思いやり」
「レッド」

A → 「水＝生命、知性」
「ブルー」

経営理念 / Corporate Philosophy

心が響きあう価値の創造

経営方針 / Management Policy

- 1 お客様と地域から支持され続ける店舗づくり
- 2 社員一人ひとりが生き活きと働く環境づくり
- 3 新たな企業価値の創出に挑戦する風土づくり

基準価値 / Our Belief

客数は信・客数は財・客数は実。客数こそ、未来への力なり。

行動指針 / Our Behavior

磨き込まれた清潔な店舗と

誰もが安心して食事できる快適な空間のなかで、

ひとりでも多くのお客様に、

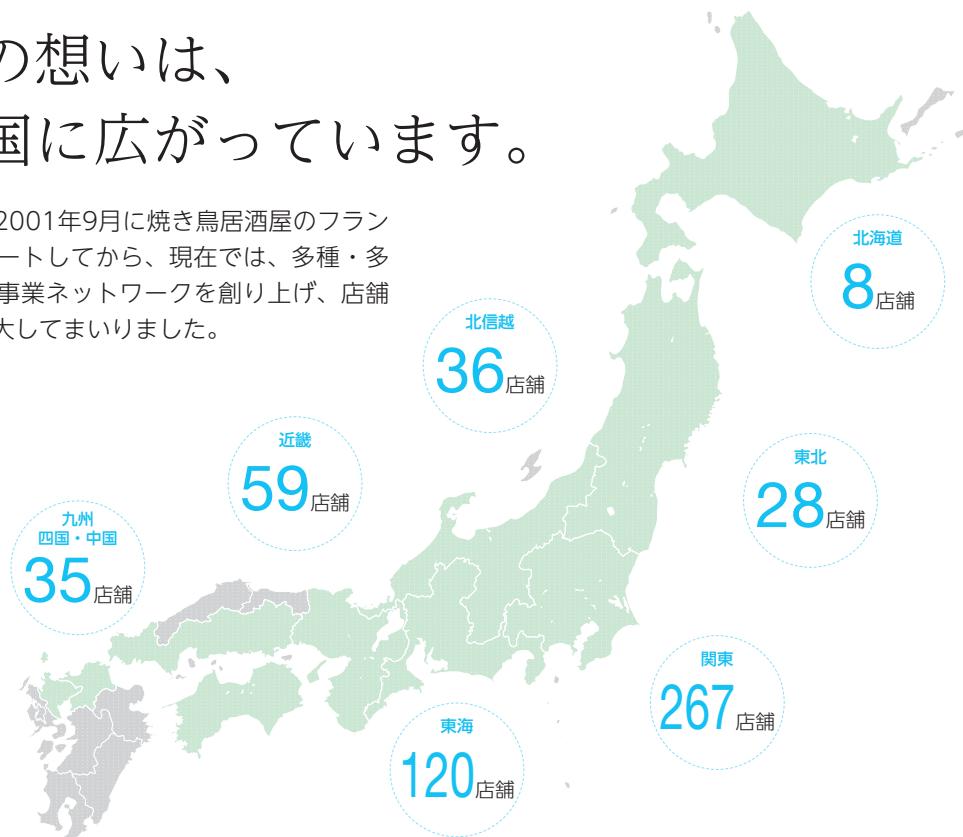
真心のこもった価値ある商品と

笑顔あふれるタイミングよいサービスで、

“また来たい” と思って頂ける、楽しい時間をご提供します。

私たちの想いは、 日本全国に広がっています。

当社グループは、2001年9月に焼き鳥居酒屋のフランチャイズ店をスタートしてから、現在では、多種・多様な外食サービス事業ネットワークを創り上げ、店舗数も553店まで拡大してまいりました。



株式会社 ヴィア・ホールディングス (純粋持株会社)

553 店舗

株式会社 ヴィア・ホールディングス



株式会社 扇屋東日本 203 店舗

株式会社 扇屋西日本 135 店舗

備長扇屋/やきとりの扇屋/本陣串や/やきとりの八扇



株式会社 フードリーム 128 店舗

パステルイタリアーナ/パステル/オープン亭/イタリアンバル
パステル/ステーキハウス松木/カプチーナ/BELLA BELLA/
シェーンズバーグ/パスタモーレ/ビバリー/双鶴亭/虎包/
オリーブの美/鶴亀堂



株式会社 一丁 21 店舗

魚や一丁



株式会社 一源 24 店舗

いちげん/とりげん/串げん



株式会社 紅とん 42 店舗

紅とん/ぼちぼち

(2017年3月31日現在)

株式会社
扇屋
西日本

株式会社
扇屋
東日本



長扇屋

やきとりの
扇屋

本陣

やきとりの八扇

「備」長扇屋、「やきとりの扇屋」は、「美味しいビールと美味しいやきとり」をコンセプトとした、炭火やきとり居酒屋です。

小商圏・地域密着型の業態で、備長炭で焼き上げた1本80円（税別）のやきとりが最大の主力商品です。

「ちょっと（お酒を）飲みたい」というお客様からお食事動機も兼ねたご家族連れまで、幅広いお客様へ気軽に楽しくご利用いただけるように、フードメニューやドリンクメニューを豊富に取り揃えております。店舗従業員は、お店を日々磨き込んで「地域一番店」を目指し、お客様の気持ちにそった親しみのあるサービスを心掛けております。



カジュアルダイニングカンパニー

SHANE'S BURG

洋食屋
オープン亭 カプチーナ

BELLA BELLA

シェンズグリル

PASTA MORE

OLD FASHIONED STYLE
Beverly

大 型ショッピングセンターを中心に outlets、幅広い層のお客様に愛される、本格的で手軽な洋食やイタリアンを中心とするブランドを展開しています。

西部開拓時代をテーマにし、本格手ごねハンバーグとステーキをリーズナブルに提供する「シェンズバーグ」、京都の食材をふんだんに使用した和風パスタがおススメのパスタ専門店「パスタモレ」、前菜・パスタ・サラダなどバラエティ豊かに、お酒もお食事も愉しめるイタリアン居酒屋「ベッラベッラ」、本物の味をお手軽に堪能いただけるよう、心を込めてコツコツと作り上げてきた自慢の料理が魅力の洋食ファミリーレストラン「ごちそうカフェ カプチーナ」「オープン亭」など、様々なブランドでたくさんのお客様から愛され続けております。



松本 ステーキハウス松本

2 014年7月に、東京都八王子市松木に第一号店をオープンしてから、2017年3月末現在10店舗を展開しております。『よりすぐりの“お肉”と素敵な“ひととき”』をコンセプトに、厳選した国産黒毛和牛/豪州産/米国産のお肉を取り揃えました。松木では、ステーキは“厚切りがおいしい”と考えます。このことから、厚切りステーキの本当の美味しさを味わっていただくため、厚切りのお肉のうまみを中に閉じ込めながらジューシーに柔らかく焼き上げます。ご家族やお友達、大切な方との素敵な時間をお過ごしいただけるよう、ゆったりとした空間で、グラム数の大きいステーキをシェアしてお召し上がりください。



グループ会社紹介

中華カンパニー



中 華レストラン「双喜亭（そうきてい）」「虎包（フーパオ）」のほかに、中華御膳&カフェ「オリーブの実」など、本格中華レストランを展開しています。

おひとり様からご利用いただける充実した定食メニューに加え、定番の麺料理やチャーハン、強火の炎で調理した一品料理はどれも本格的な仕上がります。また、気軽にお楽しみいただける点心料理も取り揃え、ご家庭では味わえない本格中華をお手軽価格でご提供しております。

主に大型のショッピングセンターへの出店形態をとっていることから、幅広いお客様のご利用ニーズにお応えできる魅力的な店舗を目指してまいります。



愛 知県内で人気の博多とんこつラーメン専門店「鶴亀堂」を埼玉県、群馬県を中心に展開しています。国産豚骨を大量に使用した「濃厚な旨み」が自慢の純豚骨博多ラーメンです。ラーメン一杯に対しての豚骨使用量は全国トップクラス！脂の多いこってり系ではなく、豚骨密度の高い超濃厚スープが特徴です。

芳醇でクリーミーなスープにこだわりの超極細麺を使うことにより、豚骨好きの人には「至福の一杯」となる味わいをお楽しみいただけます。



パステルカンパニー



“な めらかプリン”を中心とし、彩り豊かに季節を味わうデザートと、豊富な種類のパスタやピッツァを展開。グループでもお一人様でも、ご利用いただけるお店です。店舗で仕込む特製ソースを使用したパスタや、オーダー毎に高温の窯で焼き上げる特製生地のパッツァに加え、バラエティ豊かなメニューを取り揃えました。

また、デザートメニューとして“なめらかプリン”をはじめとする季節のプリンやケーキ、パフェ、パンケーキなどをご用意し、テイクアウトでものご利用も充実しております。その日の気分に合わせてお食事もデザートも、わがままにお楽しみ下さい。

「お客様を今日一番の笑顔にしたい」その想いを大切にし、今後もトレンドを敏感にとらえ、お客様の嗜好とニーズにお応えしてまいります。



“パ スタ・ピッツァ・デザートに加えて、お酒もお楽しみいただけるパステルの新業態。レストラン／カフェ／バルと様々な用途に対応でき、女性のお客様はもちろんのこと、男性のお客様にも満足いただけるラインナップです。

おひとり様でもグループでも楽しくお召し上がりいただけるよう、サイズが選べるパスタと本格ピッツァ、ヘルシーなサラダ等、ちょっとつまめる前菜から、ボリュームたっぷりのメイン料理まで。お酒の種類も充実しておりますので、その日の気分やお料理により、オリジナルカクテルや個性豊かなワインからお選びいただけます。

もちろん、お酒を飲めないお客様のためにも自家製のレモネードやノンアルコールカクテルも多数ご用意。お仕事帰りや、ご家族、ご友人とのパーティーなど様々なシーンでご利用下さい。



株式会社 紅とん



炭 火串焼き専門店

日本橋 **紅とん**

炭 火串焼き専門店「日本橋 紅とん」は、日本橋、新橋、池袋、新宿など、都内のターミナル駅を中心に29店舗（うちFC店舗3店）を展開しています。

ガード下の酒場をイメージした店内と、昔懐かしいメニューでノスタルジックな雰囲気により、中高年のサラリーマンのお客様を中心にご支持をいただいています。

基本コンセプトの『働くお父さんのエネルギー源』となるべく、活気あふれる営業、なみなみと注がれるお酒、そして高い技術と炭火で焼き上げるボリュームたっぷりの新鮮和豚の串焼きを中心に、さらに魅力的な店舗づくりに取り組んでまいります。



大阪下町の味 お好み焼 **ぼちぼち**

大 阪下町の味 お好み焼「ぼちぼち」は、『鉄板を囲んだ親しみある空間で記憶に残る美味しさ・驚き・感動を提供する』をコンセプトとし、現在13店舗を展開しております。

オープンキッチンスタイルの大鉄板を備え、目の前で調理スタッフが熟練された技により焼き上げます。名物「ぼちぼち焼」を筆頭とする鉄板メニューの数々が、シズル感たっぷりに熱々のままお客様に届けるライブ感覚を大切にしています。また、店内意匠としては「昭和レトロテイスト(大阪下町風)」“大正ロマンテイスト”など、多くの方が“幸せ”な思いに浸ることができる日本の古き良き時代を再現し、職場仲間や友人同士、家族、あるいはカップルで幅広い客層に、テーブルを共に囲む楽しさまで味わっていただくことを心がけております。





北 海道発祥の刺身居酒屋「魚一丁」は、現在首都圏と北海道に21店舗を展開しております。『北海道と美味しい魚の専門店』をコンセプトに、北海道をはじめとする全国各地の港から鮮度にこだわった海の幸を取り揃えております。特に、その日一番おいしい魚を盛り合わせにした【特選本日のお刺身5点盛り】は自慢の料理のひとつです。また、ザンギやラーメンサラダなど北海道で生まれた名物料理も大変ご好評を頂いております。お客様にいつもおいしい料理を召しあがっていただきたい、そのための調理技術向上を政策の中心に据え、「フレッシュ」「エキサイティング」「サプライズ」をキーワードに業態を磨きこみ続け、みなさまが自慢できるような業態を目指してまいります。



株式会社一源



埼 玉・千葉・東京の駅前立地を中心に「食彩厨房いちげん」と焼き鳥居酒屋「とりげん」、串揚げ居酒屋「あげん」などを24店舗展開しています。

特に主力の「食彩厨房いちげん」では、和・洋・中のバラエティに富んだ品ぞろえに加え、全国品評会で金賞を受賞し日本一となったお豆腐『伍郎のきぬ』や、アボカドオイルを飼料に加え大切に育て上げられたブランド豚で柔らかく旨みに富んだ豚肉『あぼとん』など、食材にこだわったお料理も楽しんでいただけます。

また、最大100名様に対応可能なお座敷や、ご家族でも安心してお寛ぎいただける個室席なども好評をいただいています。

お客様により一層、気軽にごちそうを楽しんでいただけるよう、様々なことにチャレンジしつづけ、業態を磨きこんでまいります。



東京証券取引所市場第一部に 市場変更しました

平成28年12月9日付けにて、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）から同取引所市場第一部に市場変更いたしました。

これもひとえに、株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先様、地域の方々など、多くの関係者の皆様からの温かいご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

当社グループは、フードサービスの專業集団として、経営理念「心が響きあう価値の創造」に基づき、今後も多くのステークホルダーに共感していただけるように経営を行ってまいります。そうして事業の拡大と企業価値の向上を図り、広く社会に貢献できる企業となるよう努めてまいりますので、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



食の安全・安心管理について

ヴィア・グループは、お客様の安全・安心のために、**食材仕入・調理・ご提供のすべてを徹底管理し続けています。**

■ 仕入食材・原材料の安全基準

ヴィア・グループでは、お客様の安全・安心のために、グループ購買委員会で購買基準を定め、安全を守っています。

- トレーサビリティのしっかりしたお取引先を選択しています。
- 商品規格書で、原材料・成分・製造工程を確認しています。
- 輸入食品は厚生労働省の基準を満たしているかを確認しています。
- 主要な食材は、産地・工場の状況を確認しています。

■ 発注・配送システム

ヴィア・グループ500店舗以上のサービス・品質を管理するために、最新のITシステムが構築されています。その仕組みの一つに発注システムがあり、いつも新鮮な食材を調理し無駄に捨てることのないように、過去のデータから高精度の販売予測を立て、最適な発注を行います。発注データはお取引先グループと情報連携し、最適なリードタイムで配送を行えるように設計しています。

食材はそれぞれの特性に合わせて、冷凍・冷蔵・常温の3温度帯で管理され、配送車も3温度帯管理をされて、店舗へ納品されます。さらに、食材配送を担当しているお取引先とは定期的にミーティングを持ち、在庫状況・在庫回転率を確認し、品質向上を追求しています。

■ 食品衛生委員会

グループの具体的な衛生管理活動を毎月確認しています。行動基準である「グループ食品衛生の手引き」に従って店舗は自主点検を行い、従業員の衛生教育をし、安全・安心を実現します。

行動結果をグループ企業で情報共有し、さらに衛生レベルの向上を目指しています。店舗の衛生管理は、日本でも有数の検査機関と契約し、定期的に抜き打ち点検確認をしています。衛生管理行動だけでなく、食材の抜き取り細菌検査、手指の拭き取り検査も実施しています。問題があれば即座に連絡が回り、対策が打たれます。

定期的傾向分析が行われ、グループ食品衛生委員会で活動方針が決められます。

ヴィア・グループの CSR活動

ヴィア・グループの
CSR活動についてご紹介します。

食から人と
地球を考える

「ヒューマン・アース・プロジェクト」

ヴィア・グループでは、健康問題、環境問題及び食料問題における社会貢献として、ヒューマン・アース・プロジェクトを立ち上げ、2010年から取り組んでいます。

ヴィア・グループの店舗では、ベジミート（大豆で作ったお肉）を使用したメニューの提案や、店舗で食べきれなかったお料理のお持ち帰りのお勧めを行ない、ベジメニュー1品、お持ち帰り用 紙バッグ1個のご注文につき、それぞれ10円を食事に恵まれない子供たちへ寄付しています。

当期においては、前期に引き続き、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンを通じてタンザニアのシニャンガ地方にて給食の提供や栄養状態の測定など、子供たちの栄養改善事業に取り組んでまいりました。

前回の第3次支援ではその対象児童は約600人だったのに対し、今回には約1,000人に大きく伸ばすことができました。



©Save the Children Japan

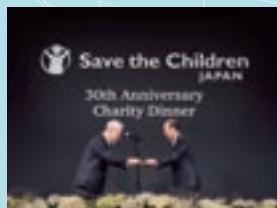
私たちに
できる
ことから

「私たちにできることプロジェクト2020」

ヴィア・グループでは東日本大震災で被災された被災地の復興に向け、「私たちにできることプロジェクト2020」に取り組んでいます。

「全国の店舗から被災地へ」のスローガンのもと、グループ店舗をご利用いただいたお客様の数に応じて寄付金をお送りするほか、寄付つき割引券の発行などグループ一体となった復興支援活動に取り組んでいます。当社グループからの寄付金は、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンを通じて、公的支援では賅うことのできない、経済的に厳しい家庭への支援として、学用品購入、学校行事費用、通学費用等の支給に役立てられています。

2011年から始まったこの取り組みは2020年までの10年間継続して取り組んでまいります。



「ヒューマン・アース・プロジェクト」、「私たちにできることプロジェクト2020」を主としたヴィア・グループの取り組みによる寄付金総額は、グループ累計で1億7,062万1,274円となりました。

また、これらの継続的な取り組みが評価され、2016年10月18日に開催された、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン創立30周年記念イベントにおいて、特別表彰を受賞いたしました。



会社概要

会社概要 (2017年3月31日現在)

商号 株式会社ヴィア・ホールディングス
VIA HOLDINGS INC.
所在地 〒112-0014
東京都文京区関口1-43-5新目白ビル4F
TEL: 03-5155-6801

代表者 大場 典彦
設立 1948年2月26日
資本金 36億円
従業員数 37名

役員 (2017年3月31日現在)

取締役会長 横川 紀夫
代表取締役社長 大場 典彦
代表取締役副社長 佐伯 浩一
代表取締役副社長 今井 将和
取締役 能仁 一朗
社外取締役 高田 弘明
社外取締役 徳田 賢二
社外取締役 浅野 まき
社外取締役 梅原 美樹
常勤監査役 伊藤 誠
常勤監査役 奈良岡博史
社外監査役 片桐 正昭
社外監査役 今井 明彦

当社グループの従業員数

642名 (2,607名)

※ 従業員数には、使用人兼務取締役は含まれていません。
※ 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、準社員）は1日8時間換算による年間の平均人員を（ ）外数で記載しています。

株式の状況

株式の状況 (2017年3月31日現在)

発行可能株式総数	80,000,000株
発行済株式の総数	29,168,100株 (自己株式2,500株)
株主数	31,432名
1単元の株式数	100株

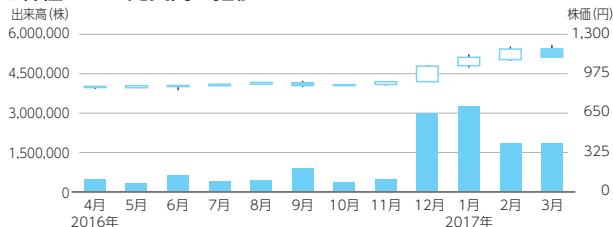
大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
野村信託銀行株式会社 (River-Side-Brothers信託口)	3,555	12.19
アサヒビール株式会社	3,192	10.94
株式会社きわむ元気塾	1,529	5.25
株式会社W&E	982	3.37
株式会社J・M・T	866	2.97
株式会社大光	709	2.43
大関株式会社	615	2.11
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	603	2.07
株式会社ウェルカム	600	2.06
カメイ株式会社	338	1.16

所有者別株式分布状況

	株主数 (名)	株主数比率 (%)	持株数 (千株)	株式数比率 (%)
個人	31,139	99.06	12,320	42.24
金融機関	24	0.08	4,897	16.79
証券会社	21	0.07	176	0.60
その他国内法人	162	0.52	10,710	36.72
外国人	85	0.27	1,061	3.64
自己株式	1	0.00	2	0.01

株価および売買高の推移



株主メモ

■ 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

■ 定時株主総会

毎年6月開催

■ 基準日

毎年3月末日

その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日。

■ 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

■ 株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

■ 郵便物送付先

〒168-0063東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

■ 電話照会先

☎0120-782-031

■ インターネットホームページURL

<http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html>

■ 公告の方法

当社のホームページに掲載します。

■ 上場証券取引所

東京証券取引所（市場第一部）

【株主に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座（特別口座といいます。）を開設しております。特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は、上記の電話照会先をお願いいたします。

ホームページのご案内

当社ホームページでは、IR情報のほか、ヴィア・グループに関する最新情報をリアルタイムで公開しています。ぜひご覧ください。また、モバイルサイトでは、店舗検索やポイントキャンペーンなど、お得な情報を満載しています。併せてご利用ください。





▶ トップページ
<http://www.via-hd.co.jp/>

▶ IR情報
<http://www.via-hd.co.jp/ir/>

モビア MOVIA のご案内

MOVIA（モビア）は、ヴィア・グループが運営するモバイルサイトです。

携帯電話・スマートフォンで貯まるポイントや各種クーポン、キャンペーンなどのサービスを提供しています。また、お近くの店舗検索なども簡単に行えます。

- MOVIA（モビア）の
オトクな POINT
- ① レシートやアンケートでポイントが貯まる！
 - ② お得なクーポン♪
 - ③ お得情報をメールでご案内

モビア
MOVIAは
携帯電話・
スマートフォンから



ご登録はお電話からでも携帯・スマホから下記の電話番号に電話をかけ音声ガイダンスに従い☎をプッシュ！

☎050-5840-8800
ショートメールが届いたら表示されたURLから登録画面へアクセス！



<http://movia.jpn.com/>

株主総会会場ご案内図



シャトルバス乗降場

会場

リーガロイヤルホテル東京
3階「ロイヤルホール」

東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号

☎ 03-5285-1121

※時間帯によって
車種は異なります。



交通のご案内

〈電車をご利用の場合〉

- 東京メトロ 東西線「早稲田駅」
3a出口より徒歩10分
- 東京メトロ 有楽町線「江戸川橋駅」
1b出口より徒歩15分
- 都電 荒川線「早稲田駅」より徒歩3分

〈無料シャトルバスをご利用の場合〉

- 高田馬場駅 早稲田口 ★ドン・キホーテ前の都バスのバス停後方に乗り場がございます。
(発車時刻 午前9時10分、午前9時25分、午前9時40分)

〈都バスをご利用の場合〉

- 高田馬場駅より
④⑤乗り場 上野公園行き(上69系統)、九段下行き(飯64系統)
→早稲田下車
- ②乗り場 早大正門行き(学02系統)→早大正門下車
★無料シャトルバスも運行いたしております。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と
植物油インキを使用しています。